

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たるときは、その翌日)

昭和六十年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

◆告示 保険医等の登録

被爆者一般疾病医療機関の指定

都市計画の変更

公有水面の埋立ての免許

◆正誤 鳥取県農業改良資金貸付規則中訂正

告 示

鳥取県告示第九百二十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
永見歯科クリニック	境港市誠道町五六一之一	昭和六十年九月十四日

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
木村妙子	鳥医第三、三一四号	昭和六十年九月三日
石井啓太	鳥医第五八五号	昭和六十年九月五日

鳥取県告示第九百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公示の縦覧に供する。

昭和六十年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路三・三・一号 倉吉羽合線、三・四・八号 八屋福庭線、三・四・九号 上井羽合線及び三・五・十四号 福庭新田線
二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 三・三・一号 倉吉羽合線

変更する部分

倉吉市大塚字広瀬、字大荒神、字中道及び字燕子池並びに清谷字中河原

2 三・四・八号 八屋福庭線

追加する部分

倉吉市清谷字長田

変更する部分

倉吉市清谷字中河原

3 三・四・九号 上井羽合線

変更する部分

倉吉市大塚字七峰及び字砂田

4 三・五・十四号 福庭新田線

変更する部分

倉吉市新田字川尻及び字中通り並びに河北町字川尻及び字中通り

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第九百三十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和六十年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 免許の日

昭和六十年九月二十日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

三 埋立区域

(一) 位置

氣高郡青谷町大字青谷字赤鯛五五四一三から同大字字夏泊五五一七までの地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点と2の地点とを直線で結んだ線、2の地点から5の地点までを順次に通る昭和五十九年の秋分の日の満潮位における公有水面と陸地との境界線、5の地点から8の地点までを順次に直線で結んだ線及び8の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域
1の地点 夏泊港防波堤灯台（北緯三五度三分三八秒東經一三四度〇〇分一秒）から一七四度三〇分二一四・四〇メートルの地点

(二) 区域

次のアの地点からエの地点までを順次に直線で結んだ線及びエの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域
アの地点 夏泊港防波堤灯台から一〇度〇〇分九〇・〇〇メートルの地点

地点

イの地点 アの地点から一四七度三〇分三七〇・〇〇メートルの地点
ウの地点 イの地点から二三七度〇〇分二一〇・〇〇メートルの地点
エの地点 ウの地点から三三七度〇〇分三八〇・〇〇メートルの地点

(三) 面積

七八、九八〇・二四平方メートル

五 埋立地の用途

漁港施設用地 約〇・六九七ヘクタール

漁港関連施設用地 約〇・三六六ヘクタール

正 誤

鳥取県農業改良資金貸付規則（昭和六十年八月鳥取県規則第四十号）中
次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

正

誤

十八

借り受けようとする資金、種類等

借り受けようとする資金の種類等

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

氣高郡青谷町大字青谷字赤鯛五五四一三地先から同大字字夏泊一九六七一二地先までの陸地及びそれらの地先公有水面